



キリスト者として生きる

現代社会の座標軸をもとめて

第15回

森本あんり

もりもと あんり
国際基督教大学教授

修復的司法

ここしばらく、裁判についての報道記事が重なりました。まず、麻原彰晃被告の裁判です。弁護側の書面が提出されずに控訴棄却が決定され、一審の死刑判決が確定しそうです。初公判から一〇年も経っているのに、この衝撃的な犯罪の真相は、結局何も明らかにされないまま終わりそうな気配です。

もうひとつは、山口県の母子殺害事件の公判延期です。弁護士が突然欠席をしたため、

上告審弁論が延期になってしまいました。どちらのケースも、弁護側の法廷戦略が問題の一端になっているのではないかと、言われています。

こうした出来事を見越したかのように、日本でも「陪審員制」が導入されようとしています。正確には「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」という名前の法律ですが、二〇〇九年までに施行されることになっています。重大事件の刑事裁判における審理や判決に、国民の感覚を反映させようというわけです。

おそらく、これらのニュースについて、読者のみなさんいろいろな考えをお持ちのことでしょう。日本に限らず多くの近代国家では、刑事裁判で被害者と加害者が直接対峙することはありません。裁判になった時点で、事件は被害者の手を離れて国の管轄のもとに置かれ、国の裁判制度の中で検察側と弁護側

の「勝ち負け」として正義が決められることになります。

当然のことながら、弁護士は加害者がどんなに悪いヤツでも最大限に弁護しようとし、何とかして刑を軽くしようとしています。そのためには考えうるあらゆる手だてを尽くす、というのが弁護士の本分になります。加害者もまた、何としても自分の罪を認めまいとし、責任を逃れようとしています。心神耗弱を申し立てたり、生育環境のせいにしてたりすることもあります。

しかし、それでは誰も犯された罪の事実面に直面することがなく、その責任を引き受けることもなくなってしまう。国が加害者に刑罰を科すのは、被害者の私的復讐を防ぐためでもあります。昨今では加害者の人権ばかりが擁護されて、被害者はまったく置き去りにされている、という現状も目立ちます。裁判というものはそういうものだから、こう

修復的司法は、何よりもまず壊れた人間関係の
和解と癒しを中心に考えます。

国家の司法では、加害者に応報的な懲罰を科して
おしまいになりがちですが、修復的司法では、
被害者の救済と関係の修復が中心になります。

困難ではあっても、

やがて最終的には和解へと進むことが目的なのです。

いうことはみな「しかたがない」で済まされ
てしまうのでしょうか。

みなさんは、「修復的司法」(Restorative
Justice)という言葉をお聞きになったこと
はありますか。一九七〇年代にアメリカで使
われた言葉ですが、実は各地でそれより
もはるかに長い伝統をもつ、もう一つの司法
(正義)の考え方です。

修復的司法は、何よりもまず壊れた人間関
係の和解と癒しを中心に考えます。国家の司
法では、加害者に応報的な懲罰を科しておし
まいになりがちですが、修復的司法では、被
害者の救済と関係の修復が中心になります。
そのためには、まず加害者が自分の犯した罪
に向き合い、その責任を自覚して、被害者に
許しを求め、償いをしなければなりません。

困難ではあっても、やがて最終的には和解へ
と進むことが目的なのです。

実は、聖書に記されている「シャローム」
も、このような和解の実現を目指しています。
聖書は、争いもなく敵もない理想社会を説
くだけではありません。むしろ、人々のあい
だに对立があることを前提にしています。わ
たしたちも時に、他者を傷つけてしまうこと
がある、そのことを認めた上で、壊れた人間
関係をどのようにして修復し、和解するか、
を考えているのです。

旧約聖書にある「目には目を」という同害
報復の教えも、このような修復のために共同
体がもっていた知恵のひとつでありました。
一見するとそれは、いかにも古めかしくて、
野蛮な報復を是認しているようにも読めます。

けれども、実はそれは、復讐を求める人間の
心を知った上での、抑制の法則なのです。

怒りの報復は、しばしば度を超して爆発し
ます。「カインのための復讐が七倍ならレ
メクのためには七十七倍」(創世記4・24)と
エスカレートしてしまうのが、われわれの心
情なのです。それを「同害」に押しとどめて、
復讐の連鎖を防ぐのがこの教えです。

しかも、レビ記のその言葉がどのような文
脈で語られているか、もう一度読んでみてく
ださい。この刑罰は、「寄留する者にも土地
に生まれた者にも同様に適用される」(24・22)
とあります。つまりそれは、異国の民であろ
うと自国の民であろうと、生まれの如何や身
分の貴賤に拘わらず、すべての人間に適用さ
れる平等の原則として語られているのです。

修復的司法は、必ずしも現行の国家的司法
に対立するものではありません。世界各地で、
それが実際に用いられている例もあります。
アメリカでは、絶対平和主義を掲げるメノナ
イト派の人々が熱心ですが、日本でも、少し
ずつ紹介されるようになりました。

興味がおありの方は、七月はじめに『修復
的司法とは何か』(新泉社)の著者ハワー
ド・ゼア氏を迎えての勉強会がありますので、
ご参加ください。詳細はわたしのホームペー
ジ([http://subsite.icu.ac.jp/people/mori-
moto/](http://subsite.icu.ac.jp/people/mori-moto/))に載せる予定です。